

ガソリン等を容器への詰め替え販売する場合の留意事項！！

・従業員が詰め替え作業を行う



顧客自らが詰め替え作業を行うことは、消防法令で**禁止**されています。監視業務等に支障ない範囲で**従業員**が行ってください（セルフスタンドも同様になります。）。

・適切な容器に詰め替えをする



灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは、法律で**禁止**されています。ガソリンの場合は、**消防法令に適合した容器**（市販の**金属製容器**など）に入れてください。

・指定数量以上は販売しない



1日のうちで**指定数量以上のガソリン等**を詰め替え販売することは、**原則禁止**されています（詳しくは裏面をご覧ください。）。

※指定数量

ガソリン・・・200ℓ 軽油・・・1000ℓ

※事業所の皆様へお知らせ・・・



・消防法令の改正により、ガソリンを容器への詰め替え販売を行う場合は、**顧客の本人確認**と**使用目的の確認**を行い、**販売記録の作成**が義務づけとなりました。
（令和2年2月1日施行）



裏面も
ご覧ください



【問い合わせ】

尼崎市消防局予防課 危険物担当

TEL：06-6481-3965

FAX：06-6483-5022